

浜田市不燃ごみ処理施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 13 号

## 浜田市不燃ごみ処理施設条例施行規則の一部を改正する規則

浜田市不燃ごみ処理施設条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 125 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 17 年浜田市条例第 161 号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第 2 条中「浜田市不燃ごみ処理場」の次に「(以下「不燃ごみ処理場」という。）」を加える。

第 3 条を次のように改める。

（搬入者の遵守事項）

第 3 条 条例第 5 条の規定による搬入を行う者（以下「搬入者」という。）

は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不燃ごみの飛散、汚染、臭気等に対する処理を講ずること。
- (2) 搬入に際しては、常に搬入口及びその周辺の清潔を保つこと。
- (3) 不燃ごみ処理場の構内においては、職員の指示に従うこと。
- (4) 施設又は設備の毀損又は汚損が生じた場合は、速やかに職員に報告すること。

第 4 条及び第 5 条を削り、第 6 条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（混入の禁止）

第 5 条 搬入者は、不燃ごみ処理場に搬入する不燃ごみに次に掲げる廃棄物を混入してはならない。

- (1) 爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

第 7 条を第 6 条とする。

別記様式中「第 6 条」を「第 4 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。